

(参考)

モントリオール・プロセスの概要

【概要】

平成4年(1992年)に開催された地球サミット(国連環境開発会議(UNCED))以降、世界の持続可能な森林経営の実現に向けて、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための「ものさし」としての「基準・指標」を作成・適用するための取組が国際的に進展した。

「モントリオール・プロセス」は、汎欧州プロセス(欧州の森林を対象)、ITTOのプロセス(熱帯木材生産国の森林を対象)など世界に9つあるこうした国際的な取組の一つで、我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加し、これら12カ国の森林は世界の温・亜寒帯林の約8割、世界の森林面積の約5割を占めるなど、国際的に注目されている基準・指標づくりの取組の一つである。

我が国は、平成19年(2007年)1月にモントリオール・プロセスの事務局をカナダから引き継ぎ、総会の開催支援、各種報告書の作成支援などの参加各国間の企画調整等を行っている。平成21年(2009年)には、本プロセスの第2回概要報告や我が国等の参加各国の第2回国別報告の作成、第13回世界林業会議(アルゼンチン)でのサイドイベントの実施等を行った。

【参加国】

米国、カナダ、ロシア、中国、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、豪州、ニュージーランド、韓国、日本(12カ国)

【モントリオール・プロセスの基準・指標(7基準54指標)】

- 基準1 生物多様性の保全(9指標)
(生態系タイプ毎の森林面積、森林に分布する自生種の数等)
- 基準2 森林生態系の生産力の維持(5指標)
(木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等)
- 基準3 森林生態系の健全性と活力の維持(2指標)
(通常範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等)
- 基準4 土壌及び水資源の保全・維持(5指標)
(土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等)
- 基準5 地球的炭素循環への寄与(3指標)
(森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等)
- 基準6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進(20指標)
(林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等)
- 基準7 法的・制度的・経済的な枠組(10指標)
(法律や政策的な枠組、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等)